

鹿児島県労働委員会年報

令和 7 年版
(令和 7 年 1 月～12 月)



鹿児島県労働委員会

目 次

第1章 労働委員会による調整・審査

第1節	労働争議の調整	1
1	概 況	1
2	調整事件	4
3	労働争議の実情調査	5
4	争議行為予告通知	6
第2節	個別労働関係紛争のあっせん	9
1	概 況	9
2	個別労働関係紛争あっせん事件	11
第3節	不当労働行為事件の審査	13
1	概 況	13
2	審査事件	15
第4節	行政訴訟事件	16
第5節	再審査事件	16
第6節	資格審査	16
1	概 況	16
2	資格審査一覧表	16
3	資格審査取扱状況	17
第7節	認定告示	17

第2章 労働委員会活性化のための取組（令和7年度）

I	労働委員会制度の認知度を高めるための方策	18
1	委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催	18
2	周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報	19
3	委員による出前講座	21
II	委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策	23
III	迅速・的確な審査手続を充実させるための方策	24

第1章 労働委員会による調整・審査

労働委員会は、地方自治法第180条の5及び労働組合法第19条の12の規定に基づき、県に設置された行政機関（行政委員会）で、公益を代表する者、労働者を代表する者及び使用者を代表する者各5人の計15人の委員（任期は2年）で構成されている。

主な業務としては、労働争議のあっせん等を行う調整業務と、不当労働行為の審査等を行う審査業務がある。これらの業務を行う委員を補佐し、委員会運営に必要な事項を処理するため、労働組合法等に基づく事務局が置かれ、令和7年度は、職員10人が事務局業務を行った。

令和7年1月から12月までに取り扱った事件は、労働争議の調整事件1件、個別労働関係紛争のあっせん事件3件、不当労働行為の審査事件0件である。

第1節 労働争議の調整

1 概 況

- (1) 令和7年は、係属事件が1件で、内訳は繰越が1件である（第1表）。
- (2) 調整事件に係る調整区分は、あっせん1件（第2表）で、開始事由は組合からの申請1件である（第3表）。
- (3) 調整事項は、賃金等1件である（第4表）。
- (4) 業種別では、情報通信業1件である（第5表）。
- (5) 終結状況としては、打切り1件である（第6表）。
- (6) 調整の所要日数（平均）は、108日である（第7表）。

第1表 令和7年調整事件取扱一覧

事件名 (通番)	調整 区分	組合 員数 従業員数	請 願 区 分	調整事項	終結 事由	調 整 経 過		所要 日数	調整 回数	あっせん員
						年月日	事 項			
令和6年 (あ)第1号 事件 (554)	あっ せん	143	労	就業規則の 適用過誤是 正、並びに 未払い賃金 支払い	打切り	6. 11. 7	あっせん申請 事務局調査 (申請者)	108	2	公:采女 労:木佐貫 使:水淵
						11. 13	あっせん員指名			
						11. 19	事務局調査 (被申請者)			
						12. 11	第1回あっせん			
						7. 2. 20	第2回あっせん あっせん案提示			
						2. 25	労側受諾			
		317				2. 28	使側不受諾 打切り終結			

第2表 調整区分別件数（新規申請分）

調整区分 \ 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
あっせん	1		2	1	
調 停					
仲 裁					
計	1	0	2	1	0

第3表 調整開始事由別件数（新規申請分）

調整区分 \ 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
組 合 申 請	1		2	1	
使 用 者 申 請					
双 方 申 請					
計	1	0	2	1	0

第4表 調整事項別件数（新規申請分）

調整事項 \ 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
組 合 承 認 ・ 組 合 活 動					
労働協約・効力・解釈履行	1				
賃 金 等	賃 金 増 額				
	一 時 金				
	諸 手 当				
	退 職 一 時 金				
	そ の 他			1	
	計			1	
給 与 以 外 の 労 働 条 件					
経 営 人 事	事業所廃止・事業縮小				
	配 置 転 換				
	解 雇				
	そ の 他				
	計				
団 体 交 渉 促 進 等					
そ の 他					
合 計					
	1	0	2	1	0

(注) 申請のあった事項の全てについて計上してあるので、事件数とは一致しないことがある。

第5表 業種別件数（新規申請分）

業種 年	建設業	製造業				情報通信業	運輸業・郵便業					卸売業・小売業	金融業・保険業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	公務	その他	計	
		食料品製造業	印刷・同関連業	化学工業	その他		鉄道業	道路旅客業		道路貨物運送業	水運業										その他
								バス専業	ハイヤー・タクシー業												
3年							1													1	
4年																				0	
5年										1				1						2	
6年						1														1	
7年																				0	

第6表 調整の終結状況

終結 態様	年 調整区分	3年			4年			5年			6年			7年			計
		あつせん	調停	仲裁	あつせん	調停	仲裁	あつせん	調停	仲裁	あつせん	調停	仲裁	あつせん	調停	仲裁	
不開始 (規 65-2)																	
取下げ																	
	うちあつせん 員指名前																
解 決	案提示 解決	1						1									2
	自主 解決																
	計	1						1									2
打切り・調停不調								1						(1)			1 (1)
合計		1						2									3 (1)
次年繰越											1						1

(注) 前年からの繰越があるときは、() 外書きで計上してある。

第7表 調整の所要日数

区 分	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
平 均	5 8	—	1 0 4	—	1 0 8
最 長	5 8	—	1 3 0	—	1 0 8
最 短	5 8	—	7 7	—	1 0 8

(注) 所要日数は、あっせん員（調停委員）指名から事件終結までの日数である。

2 調整事件

○ 令和6年(あ)第1号事件

- 1 通 番 554 号
- 2 申請年月日 令和6年11月7日
- 3 申請者 X組合
- 4 被申請者 株式会社Y
- 5 業 種 情報通信業
- 6 あっせん員 (公) 采女 博文 (労) 木佐貫 美保 (使) 水淵 大作
- 7 調整事項 就業規則の適用過誤是正、並びに未払い賃金支払い
- 8 申請に至るまでの経過
 - (1) 組合側が、令和6年6月、中途採用者（令和4年入社）の初任給算定に誤りがあるとして団体交渉を申し入れたが、使用者側は就業規則に則り算定したと主張。
 - (2) 同年8月30日、組合側が解決案を使用者側に提示したが、同年9月3日使用者側は同提案を拒否。
 - (3) 同年11月7日、あっせん申請。
- 9 申請後の経過
 - (1) 令和6年11月7日、あっせん申請受付（受付時に申請者（組合）に対する事前調査を実施）。
 - (2) 同年11月13日、あっせん員指名。
 - (3) 同年11月19日、被申請者（使用者）に対する事前調査を実施。
 - (4) 同年12月11日、第1回あっせん あっせん員としては、自主交渉の余地があると思料したため、両者に団体交渉を行うことを要望し、本件あっせんは継続扱いとすることとした。
 - (5) 令和7年1月9日に団体交渉を行うも歩み寄りがなかったとして、同月20日、組合側からあっせん再開の申出があった。
 - (6) 同年2月20日、第2回あっせん あっせん案提示。
 - (7) 同年2月25日、組合側からあっせん案受諾回答書を受理。
 - (8) 同年2月28日、使用者側からあっせん案不受諾回答書を受理。打切り終結。

3 労働争議の実情調査

労働委員会の調整機能を十分に発揮するためには、労働争議の実情を正確に把握し、調整開始の際に適切かつ迅速に対処できるようにすることが必要である。

このため、労働争議が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ、争議の内容、会社の経営状況などについて実情を調査するものである。

令和7年中の実情調査件数は5件で、全て公益事業の争議行為予告通知に伴うものであった。

第8表 令和7年実情調査一覧

番号	調査対象者	組合員数 従業員数	業 種	争 議 事 項	調査開始月日 調査終了月日	備 考
1	鹿児島県医療労働組合 連合会	約 1,500 —	医療、福祉	賃上げ及び一時 金等	2. 26 5. 22	争議行為予告
2	日本私鉄労働組合総連 合会	772 —	運輸業、郵便 業	月例賃上げ要求 等	3. 3 3. 19	争議行為予告 (中労委受付 分春闘関係)
3	日本エアコンピューター 乗員組合	89 468	運輸業、郵便 業	安全、賃金、勤務 環境等	3. 10 3. 21	争議行為予告
4	鹿児島県医療労働組合 連合会	約 1,500 —	医療、福祉	年末一時金、労働 条件改善等	10. 21 12. 5	争議行為予告
5	日本エアコンピューター 乗員組合	95 468	運輸業、郵便 業	安全、賃金、勤務 環境等	11. 17 12. 1	争議行為予告

4 争議行為予告通知

労働関係調整法第 37 条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知のうち、本県に係る通知は 42 件である（第 9 表）。このうち本県労委経由又は受付分は、4 件である。

第 9 表 令和 7 年争議行為予告通知一覧

番号	通知先	通 知 者		争 議 事 項	受付 月 日	争議行為実施予定	
		名 称	所在地			月 日	場 所
1	中労委	国鉄労働組合	東 京	2025 年 4 月 1 日以降の賃金引上げ等	2.14	2.25 以降	沖縄県を除く 46 都道府県
2	中労委	全日本建設交運一般労働組合	東 京	2025 年春闘（賃金の引上げ等）及び夏季一時金闘争	2.14	2.27 以降	鹿児島県ほか 32 都道府県
3	中労委 (沖縄県労委経由)	日本トランスオーシャン航空乗員組合	沖 縄	賃金に関する要求等	2.19	3.12 以降	鹿児島県ほか 36 都道府県
4	中労委	日本航空ユニオン	東 京	2025 年度賃上げ等、25 春闘に関する要求	2.21	3.11 以降	鹿児島県ほか 20 都道府県
5	中労委	全国電力関連産業労働組合総連合	東 京	2025 年春闘要求（賃金の引上げ等）	2.21	3.7 以降	全都道府県
6	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空ユニオンが行う争議行為に對抗	2.21	3.11 以降	鹿児島県ほか 20 都道府県
7	鹿児島県	鹿児島県医療労働組合連合会	鹿児島	賃上げ及び一時金、大幅増員、労働条件改善等	2.26	3.13 以降	鹿児島県
8	中労委	全日本運輸産業労働組合連合会	東 京	賃金引上げ、賃金制度の確立・改善、定年延長の取組等	2.27	3.14 以降	全都道府県
9	中労委	エヌ・ティ・ティ労働組合	東 京	賃金改善をはじめとする要求等	2.27	3.11 以降	全都道府県
10	中労委	情報産業労働組合連合会 K D D I 労働組合	東 京	2025 春闘要求（賃金の改善等）	2.28	3.13 以降	鹿児島県ほか 30 都道府県
11	中労委	全日本空輸乗員組合	東 京	2025 年度ベースアップに関する要求等	2.28	3.18 以降	鹿児島県ほか 31 都道府県
12	中労委	日本航空キャビンクルーユニオン	東 京	2025 年春闘要求（安全運航の維持・向上等）	2.28	3.18 以降	鹿児島県ほか 23 都道府県
13	中労委	全日本国立医療労働組合	東 京	25 春闘賃金・労働条件改善に関わる要求	2.28	3.13 以降	全都道府県
14	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に對抗	2.28	3.18 以降	鹿児島県ほか 23 都道府県

番号	通知先	通 知 者		争 議 事 項	受付 月 日	争議行為実施予定	
		名 称	所在地			月 日	場 所
15	中労委	日本私鉄労働組合総 連合会	東 京	月例賃上げ要求、 年間臨時給要求等	3. 3	3.14 以降	全都道府県
16	中労委	全日本港湾労働組合	東 京	賃金引上げ、産業 別賃金の引上げ等	3. 3	3.14 以降	鹿児島県ほか 33 都道府県
17	中労委 (福岡県労委経由)	ANAウイングス 乗員組合	福 岡	労働条件に関する 要求	3. 4	3.21 以降	鹿児島県ほか 31 都道府県
18	中労委	日本航空乗員組合	東 京	賃金に関する特別 要求	3. 5	3.18 以降	鹿児島県ほか 24 都道府県
19	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空乗員組合 が行う争議行為に 対抗	3. 5	3.18 以降	鹿児島県ほか 24 都道府県
20	中労委	全国港湾労働組合連 合会	東 京	各加盟組合の賃上 げ、産別協定の遵 守・履行の要求等	3. 7	3.19 以降	鹿児島県ほか 38 都道府県
21	中労委 (鹿児島県労委経由)	日本エアコミュニタ ー乗員組合	鹿児島	安全、賃金、勤務 等に関する要求	3.10	3.21 以降	鹿児島県ほか 6 府県
22	中労委	日本航空ユニオン	東 京	2025 年度夏期一 時金等、25 夏闘に 関する要求	5.15	6. 3 以降	鹿児島県ほか 22 都道府県
23	中労委	全日本運輸産業労働 組合連合会	東 京	一時金の要求貫 徹、雇用対策と労 働協約の取組等	5.21	6. 6 以降	鹿児島県ほか 41 都道府県
24	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空ユニオン が行う争議行為に 対抗	5.22	6. 3 以降	鹿児島県ほか 22 都道府県
25	中労委	日本航空キャビン クルーユニオン	東 京	2025 年夏闘要求 (安全運航の維持 ・向上等)	6. 2	6.20 以降	鹿児島県ほか 23 都道府県
26	中労委	全日本空輸乗員組合	東 京	M F F に関する要 求	6. 4	6.20 以降	鹿児島県ほか 31 都道府県
27	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空キャビン クルーユニオンが 行う争議行為に対 抗	6. 6	6.20 以降	鹿児島県ほか 23 都道府県
28	中労委	日本航空乗員組合	東 京	賃金に関する特別 要求	6. 6	6.20 以降	鹿児島県ほか 24 都道府県
29	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空乗員組合 が行う争議行為に 対抗	6. 9	6.20 以降	鹿児島県ほか 24 都道府県
30	中労委 (福岡県労委経由)	全日本港湾労働組合 九州地方本部	福 岡	夏季一時金	6.13	6.24 以降	鹿児島県ほか 2 県

番号	通知先	通 知 者		争 議 事 項	受付 月日	争議行為実施予定	
		名 称	所在地			月日	場 所
31	中労委	全日本国立医療労働組合	東 京	2025 年度秋闘賃金・労働条件改善等	10. 8	11. 6 以降	全都道府県
32	中労委	全日本建設交運一般労働組合	東 京	2025 年秋季闘争及び冬季一時金闘争	10. 10	10. 22 以降	鹿児島県ほか 32 都道府県
33	中労委	全国港湾労働組合連合会	東 京	東京地裁判決に従った良好な労使関係の再構築等	10. 17	10. 28 以降	鹿児島県ほか 38 都道府県
34	鹿児島県	鹿児島県医療労働組合連合会	鹿児島	年末一時金、労働条件改善等	10. 21	11. 6 以降	鹿児島県
35	中労委	日本航空キャビンクルーユニオン	東 京	2025 年年末要求（安全運航の維持・向上等）	10. 28	11. 21 以降	鹿児島県ほか 23 都道府県
36	中労委	全日本運輸産業労働組合連合会	東 京	年末一時金、雇用対策等	10. 30	11. 14 以降	全都道府県
37	中労委	日本航空ユニオン	東 京	2025 年年末一時金等、25 年末闘争に関する要求	10. 30	11. 17 以降	鹿児島県ほか 21 都道府県
38	中労委 (福岡県労委経由)	全日本港湾労働組合九州地方本部	福 岡	労働時間の短縮、定年(雇用)延長、冬季一時金等	11. 4	11. 22 以降	鹿児島県ほか 2 県
39	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	11. 5	11. 21 以降	鹿児島県ほか 23 都道府県
40	中労委	日本航空(株)	東 京	日本航空ユニオンが行う争議行為に対抗	11. 5	11. 17 以降	鹿児島県ほか 21 都道府県
41	中労委	日本私鉄労働組合総連合会	東 京	2025 年秋季年末闘争における各種環境整備等	11. 10	11. 22 以降	全都道府県
42	中労委 (鹿児島県労委経由)	日本エアコミューター一乗員組合	鹿児島	安全、賃金、勤務等に関する要求	11. 17	11. 28 以降	鹿児島県ほか 6 府県

第2節 個別労働関係紛争のあっせん

1 概 況

- (1) 令和7年は、係属事件が3件で、内訳は、前年からの繰越が2件、新規が1件である。新規は労働者からの申請である（第1表、第4表）。
- (2) あっせん事項（新規申請分）は、その他1件である（第2表）。
- (3) 業種別（新規申請分）は、運輸業・郵便業1件である（第3表）。
- (4) 終結状況は、解決1件、打切り2件である（第4表）。

第1表 あっせん開始事由別件数（新規申請分）

区 分 \ 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
労働者申請	2	1	3	4	1
使用者申請					
双方申請					
計	2	1	3	4	1

第2表 あっせん事項別件数（新規申請分）

内 容 \ 年		3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
経営・人事	解 雇	1		1		
	配置転換、出向・転籍					
	懲 戒 処 分			1		
	退 職					
	そ の 他				1	
	計	1		2	1	
賃 金 等	賃 金 未 払 い					
	賃 金 減 額					
	一 時 金					
	退 職 一 時 金					
	解 雇 手 当					
	そ の 他	2				
計		2				
労 働 条 件 等					1	
職 場 の 人 間 関 係			1		1	
そ の 他			1	3	3	1
合 計		3	2	5	6	1

（注）申請のあった事項の全てについて計上してあるので、事件数とは一致しないことがある。

第3表 産業別件数（新規申請分）

業種 年	建設業	製造業	水道業 電気・ガス・熱供給・	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	不動産業・物品賃貸業	医療・福祉	教育・学習支援業	技術サービス業 学術研究・専門・	飲食サービス業 宿泊業・	娯楽業 生活関連サービス業・	サービス業（他に分類 されないもの）	公務	計
3年										1			1			2
4年													1			1
5年					2				1							3
6年	1	1							1					1		4
7年					1											1

第4表 あっせんの終結状況

年 終結態様		3年	4年	5年	6年	7年
不開始						
取下げ （解決を除く）						
解 決	うちあっせん 員指名前					
	案提示解決		1		1	(1)
	自主解決					
	計		1			
打切り		2		3	1	1 (1)
合計		2	1	3	2	1 (2)
次年繰越					2	

（注）前年からの繰越があるときは、（ ）外書きで計上してある。

2 個別労働関係紛争あっせん事件

事件名 (通番)	申請区分	業種	調整事項	調整内容	調整経過		あっせん員
令和6年(個)第3号(92)	労	サービス業 (他に分類されないもの)	①申請者を勤務シフトに入れない理由を明らかにしてほしい。②勤務シフトが組まれず仕事(勤務日)がなくなってしまうことによる損害賠償を求める。 (・労働条件等(労働時間) ・その他(損害賠償の請求))	パート勤務である申請者が店長との関係が悪くなり、被申請者側によって就労5か月目から希望するシフトが組まれず勤務できなくなったとして、あっせん申請がなされた。 あっせんにおいて、申請者が退職することでは双方の意向の一致が見られたが、シフトに入れなかったのは双方とも相手方に責任があるとし、解決金の額に大きな隔たりがあったところ、会社都合による退職や双方がお互いに接触しない旨の条項を協定書に入れることで、金額も合意に至り、協定書を取り交わして終結した。	申請日 (受理日)	R6. 11. 25 R6. 11. 25	(公)古川 (労)下町 (使)吉田
					終結日	R7. 1. 7	
					所要日数	44	
					あっせん回数	1	
					終結区分	解決	
令和6年(個)第4号(93)	労	製造業	雇用契約期間中に解雇されたため残余期間5か月分のうち最低2か月分以上の賃金を請求する。 (・その他(損害賠償の請求))	1年更新の契約社員である申請者が被申請者から契約期間中に解雇予告通知を受け、被申請者に退職金と2か月分以上の賃金補償の支払いを求めたが、退職金の支払いのみがあった。このため、あっせん申請がなされた。 被申請者から、すべきことはしたためあっせんに応じない旨の文書による意思表示がなされ、あっせん員協議の結果、打切りとなった。	申請日 (受理日)	R6. 12. 19 R6. 12. 19	(公)保澤 (労)眞下 (使)竹之内
					終結日	R7. 2. 12	
					所要日数	56	
					あっせん回数	0	
					終結区分	打切り	

事件名 (通番)	申請区分	業種	調整事項	調整内容	調整経過		あっせん員
令和7年 (個)第1号 (94)	労	運輸業	定年後の再雇用に当たり、労働条件が不利益に変更されたため会社都合で退職せざるを得なくなった。当面の生活保障として賃金3か月分を求める。 (・その他) (当面の生活保障費)	再雇用条件は約束違反であるとする申請者が退職せざるを得なくなったとして、あっせん申請がなされた。 あっせんにおいて、申請者は、1か月分の解雇予告手当相当額でやむなしの意向を示したが、被申請者は、申請者が会社に与えた損害やサボタージュを理由に1円も支払うつもりなしと強く主張。 労使双方の主張の隔たりが大きく、これ以上あっせんを継続しても紛争の解決が見込めないと判断し、あっせん打ち切りとした。	申請日 (受理日)	R7. 5.20	(公)前原 (労)岡 (使)宮之原
					終 結 日	R7. 6.19	
					所要日数	31	
					あっせん回数	1	
					終結区分	打ち切り	

(注) 所要日数は申請日から終結までの日数である。(不開始及び取下げは除く。)

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概 況

令和7年は、係属事件がなかった。

第1表 事件取扱状況

区分 年次	係 属 件 数			取 下 げ			命 令			次年 繰越
	前年 繰越	新規 申立	係属 計	組合 都合	無関与 和解	関 与 和解	救済	棄却	却下	
3 年	2	0	2							2
4 年	2	0	2				1			1
5 年	1	1	2							2
6 年	2	0	2				1		1	0
7 年	0	0	0							0

第2表 救済内容別申立件数

区分 年次	労 組 法 第 7 条										計
	1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号	1・4号	1・3・4号	
3 年											0
4 年											0
5 年				1							1
6 年											0
7 年											0

- (注) 1号 …… 不利益取扱
 2号 …… 団体交渉の拒否
 3号 …… 支配介入
 4号 …… 1号から3号までの旨を申し立てたことに対する不利益取扱

第3表 申立人別申立件数

区分 年次	鹿 児 島 県				全 国
	申立件数	申 立 人 別			申立件数
		組 合	個 人	組合・個人	
3 年	0				2 7 7
4 年	0				2 2 7
5 年	1	1			2 5 5
6 年	0				2 0 0
7 年	0				

第4表 申立関係企業内の組合組織状況

区分 年次	組合が1つだけの企業	組合が2つ以上の企業	計
3 年			0
4 年			0
5 年		1	1
6 年			0
7 年			0

第5表 業種別申立件数

業種 年	建設業	製 造 業			情報通信業	運輸業・郵便業					卸売業・小売業	金融業・保険業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	地方公務	その他	計		
		食料品製造業	印刷・同関連業	化学工業		その他	鉄道業	運輸業		道路貨物運送業										水運業	その他
								道路旅客バス	道路貨物運送業												
3 年																			0		
4 年																			0		
5 年											1								1		
6 年																			0		
7 年																			0		

第 6 表 平均処理日数

区分 年次	総 平 均	命令・決定	取下・和解
3 年			—
4 年	7 4 5	7 4 5	—
5 年			—
6 年	9 9 2	9 9 2	—
7 年			—

※ 労働組合法第 27 条の 18 の規定に基づき、「審査の期間の目標は、1 年」としている。
 （平成 24 年 7 月改定）

2 審査事件

な し

第4節 行政訴訟事件

令和7年は、係属事件がなかった。

第5節 再審査事件

令和7年は、係属事件がなかった。

第6節 資格審査

1 概 況

- (1) 令和7年は、取扱件数が6件で、内訳は前年からの繰越が1件、新規が5件である。
- (2) 新規分を申請理由別にみると、法人登記関係が1件、労働者委員推薦関係が4件である。
- (3) 処理状況については、4件（労働者委員推薦関係4件）を適法と認め、1件（法人登記関係）を不適法と認め（当労委初の事例）、1件（法人登記関係）を打ち切り（管轄違いによる審査手続終了＝当労委初の事例）とした。

2 資格審査一覧表

年番号	申 請 組 合 名	組 合 員 数	申 請 理 由	申 請 年 月 日	終 結 年 月 日	備 考
3 年 1	X 1 組合	2	法人登記	R 3 . 7 . 1	R 7 . 4 . 25	打ち切り （審査手 続終了）
7 年 1	X 2 組合	7	法人登記	R 7 . 3 . 17	R 7 . 6 . 5	不適法 決 定
7 年 2	X 3 組合	496	労働者委員 の候補者推 薦のため	R 7 . 7 . 4	R 7 . 7 . 22	適 法 決 定
7 年 3	X 4 組合	4,535	労働者委員 の候補者推 薦のため	R 7 . 7 . 4	R 7 . 7 . 22	適 法 決 定
7 年 4	X 5 組合	4,535	労働者委員 の候補者推 薦のため	R 7 . 9 . 29	R 7 . 10 . 17	適 法 決 定
7 年 5	X 6 組合	496	労働者委員 の候補者推 薦のため	R 7 . 10 . 1	R 7 . 10 . 17	適 法 決 定

3 資格審査取扱状況

区分 年次	取扱 件数	申請理由別(新規)				終 結 態 様 別				
		法人登記	救済申立	労働者供給事業 許可申請	労働者委員推薦	適法決定	不適法決定	取下げ	打ち切り	次年繰越
3 年	5	1								5
4 年	7				2	5				2
5 年	3			1						3
6 年	5				2	4				1
7 年	6	1			4	4	1		1	0

第 7 節 認定告示

地方公営企業の職員の非組合員の範囲の認定・告示について、令和 7 年は、申出がなかった。

第2章 労働委員会活性化のための取組（令和7年度）

平成21年11月に全国労働委員会連絡協議会に「労働委員会活性化のための検討委員会」が設置され、平成22年から24年に第1次～第3次の報告書が出された。

これらを踏まえて、当労委では、委員による「労使間のトラブルに関する相談会」（定期・周知月間等）や「出前講座」などを開催するとともに、労働委員会制度の周知広報、委員及び事務局職員の資質向上を図るための研修等にも取り組んでいる。

また、迅速・的確な審査手続を行うため、平成24年7月1日から審査の期間の目標を1年6月から1年に短縮し、迅速な解決に努めている。

令和7年度における主な取組は、以下のとおりである。

I 労働委員会制度の認知度を高めるための方策

1 委員による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催

(1) 定期相談会

毎月第4火曜日（原則）の午後2時30分から5時まで、県庁労働委員会において相談会を開催した。また、来庁できない方のために電話相談も実施した。（継続）

日 時	相談件数	日 時	相談件数	日 時	相談件数
4月22日（火）	1件（1）	8月26日（火）	1件（0）	12月23日（火）	1件（1）
5月27日（火）	0件（0）	9月24日（水）	2件（1）	1月27日（火）	3件（1）
6月24日（火）	3件（2）	10月28日（火）	3件（2）	2月24日（火）	3件（0）
7月22日（火）	3件（1）	11月25日（火）	0件（0）	3月24日（火）	3件（1）
※（ ）書きは電話相談で内書き。				合 計	23件（10）

(2) 個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間（10月）における相談会

定期相談会（10月28日）のほか、合同相談会（10月1日）と休日相談会（10月19日）を開催した。また、来庁できない方のために電話相談も実施した。（継続）

なお、合同相談会（10月1日）は、労働局、県社会保険労務士会及び県雇用労政課と合同で県庁で開催した。

日 時	場 所	相談件数
10月1日（水）10:00～16:00	県庁労働委員会	5件（2件）
10月19日（日）13:30～16:30	県庁労働委員会	3件（0件）
10月28日（火）14:30～17:00	県庁労働委員会	※ 定期相談会参照

※（ ）書きは電話相談で内書き。

《参考》 個別労働関係紛争に係る相談

・令和7年度月別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事務局対応	15	7	9	8	7	13	15	8	9	13	12	5	121
委員相談会 （うち電話相談）	1 (1)	0 (0)	3 (2)	3 (1)	1 (0)	2 (1)	11 (4)	0 (0)	1 (1)	3 (1)	3 (0)	3 (1)	31 (12)
累 計	16	23	35	46	54	69	95	103	113	129	144	152	152

・相談内容別件数 (令和8年3月31日現在)

年 度 相談内容	3	4	5	6	7	計
経 営 又 は 人 事	31	29	28	41	43	172
賃 金 等	21	21	22	27	28	119
労 働 条 件 等	23	23	20	19	12	97
職 場 の 人 間 関 係	37	39	41	51	51	219
そ の 他	32	24	25	22	18	121
合 計	144	136	136	160	152	728
うち委員による相談会	24	14	25	36	31	130

※ 相談内容は主なもので計上
※ 平成23年5月から定期相談会開始

(相談内容の分類)

経 営 又 は 人 事	解雇、配置転換・出向・転籍、復職、懲戒処分、退職、勤務延長・再雇用、その他経営又は人事
賃 金 等	賃金未払、賃金増額、賃金減額、一時金、退職一時金、解雇手当、休業手当、諸手当、その他賃金、年金
労 働 条 件 等	労働契約、労働時間、休日・休暇、年次有給休暇、育児休業・介護休業、時間外労働、安全・衛生、福利厚生制度、社会保険、労働保険、その他の労働条件等
職 場 の 人 間 関 係	セクハラ、パワハラ・嫌がらせ
そ の 他	その他

2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報

【紙媒体】

(1) 個別紛争あっせん制度PRポスター等の配布

当労委独自の個別紛争あっせん制度PRポスター、チラシ及びカードを関係機関・関係団体等に配布し、周知広報を依頼した。(継続)

(2) 相談会チラシの配布

QRコードを印刷した相談会チラシを関係機関・労使団体等に配布し、周知広報を依頼した。(継続)

また、労使団体等の会員への相談会チラシ配布や、大型商業施設等への相談会チラシ設置を依頼した。(継続)

◇ 個別紛争あっせん制度PRカード (令和7年9月)

(表面)

手続き簡単 無料 定期相談会を毎月第4火曜日(原則)に開催中!

職場のトラブル解決はあっせんで!

解雇、雇止め、配置転換、賃下げ など

〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10-1(県庁15階)
TEL:099-286-3943

鹿児島県労働委員会

(裏面)

ご存じですか?労働委員会 ～雇用のトラブル まず相談～

職場のトラブル解決 ☆ 3人のエキスパートがサポート!

労働者個人と使用者との間に生じた労働に関するトラブルについて、「あっせん員」が歩み寄りによる円満な解決をお手伝いします!(無料、秘密厳守)

労働者委員 公益委員 使用者委員
公正かつ丁寧なあっせんを行います!

あっせん員
公労使三者構成

- 公益委員(弁護士、大学教授等)
- 労働者委員(労働組合役員等)
- 使用者委員(会社経営者等)

ホームページ 鹿児島県あっせん で 検索 スマホサイト

【ホームページ】

- (3) 委員リレーコラム掲載等によるホームページの充実

ホームページ内に制度概要や相談会・周知月間等について掲載するとともに、委員が毎月交替でコラムを掲載した。（継続）

なお、ホームページに直接つながるQRコードを、個別紛争あっせん制度PRポスター・チラシ・カード、相談会チラシ、のぼり旗、委員・職員の名刺等に印刷し、広報の充実を図った。（継続）

- (4) 関係機関等ホームページのリンク及び相談会開催情報の掲載

鹿児島労働局、鹿児島産業保健総合支援センター、連合鹿児島、県経営者協会、法テラス鹿児島及び市町等のホームページに、当労委（個別紛争あっせん制度）ホームページへのリンク付けがされるとともに、関係機関・労使団体等のホームページに相談会開催情報が掲載された。（継続）

【マスコミ】

- (5) 定期相談会、周知月間中の合同相談会や休日相談会については、テレビ局、ラジオ局、新聞社に年間を通じて告知を依頼し、周知広報を行った。（継続）

令和7年9月30日夕方のNHKテレビ番組で、翌日（10月1日）の合同相談会の開催案内が放送された。

【県広報媒体】

- (6) 県広報媒体による広報

個別紛争あっせん制度や定期相談会について、県政広報ラジオ番組による告知を年間を通じて実施した。「職場のトラブルを解決！あっせん制度」について、テレビ番組で令和8年1月、「新聞インフォメーション」で令和8年3月に広報し、「労使間のトラブルに関する相談会」について、「新聞インフォメーション」で令和7年12月、テレビ番組で令和8年2月に広報した。（継続）

県庁LINEに定期相談会等の情報を掲載した。（継続）

【関係機関等】

- (7) 労使団体・関係機関等との連携

関係機関等に対して個別紛争あっせん制度や定期相談会等について周知広報を依頼するとともに、労働局やハローワーク、労使団体等に労使紛争に関する相談の当労委への紹介を依頼した。県弁護士会に対しては、県弁護士会レターボックスを活用して、会員に対する労働委員会制度等の周知及び相談者への当労委の紹介を依頼した。（継続）

合同相談会（10月1日）の開催に際しては、鹿児島市等に広報を依頼するとともに、労働局、社会保険労務士会及び県雇用労政課と連携して合同で相談に対応した。（継続）

- (8) 県や市町の広報誌への掲載

県メールマガジンにより市町村広報誌掲載用の原稿を情報提供したほか、県・市の労政担当課発行の広報誌等に労働委員会制度の概要や相談会開催情報の掲載を依頼した。（継続）

- (9) 図書館と連携したPR

図書館に「関連図書の選書コーナー」の設置を依頼し、併せて、ポスター、チラシ、カードなどを設置した。（継続）

※個別紛争あっせん制度を取り扱う鹿児島労働局と共同で実施

	鹿児島県立図書館	県立奄美図書館	鹿児島市立天文館図書館	鹿児島市立図書館
日 程	10/1（水）～10/31（金）	10/1（水）～10/31（金）	10/1（水）～10/31（金）	10/1（水）～10/31（金）
場 所	ミニ展示5コーナー	月別展示コーナー	4階・5階フロア	正面玄関コーナー

【その他】

(10) ラジオ番組による広報（有料広告）

MBCラジオ「ゆうぐれエクスプレス」（令和8年3月13日、27日18:00～18:45放送のうち各5分程度）に采女会長が出演し（事前収録）、それぞれ個別あっせん制度、定期相談会についてPRを行った。

（参考）過去（令和元年度～令和6年度）の有料広告

令和7年3月12日、26日：求人情報誌（1誌）に広告掲載

〃 3月12～18日、25～31日：求人情報誌（1誌）のWeb版にバナー広告掲載

令和3年3月1日、10日、13日：求人情報誌（2誌）、地域情報誌（1誌）に広告掲載

〃 3月1～28日、1～21日：求人情報誌（1誌）、地域情報誌（1誌）のWeb版にバナー広告掲載

令和2年3月9日、11日、14日：求人情報誌（2誌）、地域情報誌（1誌）に広告掲載

3 委員による出前講座

労使紛争の未然防止と労働委員会の認知度向上を図るため、労働者委員や使用者委員が労使団体の会合等の場で、公益委員が大学、高校において、労働委員会制度等についてPRを行った。（継続）

	実施日及び時間	場 所	団体名・対象者	参加者数	講 師 名
公 益 委 員	令和7年4月30日(水) 16:10～17:40	鹿児島大学	鹿児島大学 法文学部	119人	采女 会長
	同 年10月24日(金) 14:30～16:00	鹿児島大学	鹿児島大学 法文学部	192人	畑井 会長代理
	令和8年2月4日(水) 8:50～ 9:40	曾於高校	3年生等	130人	前原 委員
	同 年2月18日(水) 10:20～11:10	隼人工業高校	3年生等	138人	保澤 委員
労働者 委 員	令和8年2月25日(水) 18:30～19:00	労働者福祉会館	連合鹿児島地域協 議会「2026春季生 活闘争討論集会」	35人	眞下 委員
使用者 委 員	令和8年2月17日(火) 13:30～13:50	宝山ホール	鹿児島県経営者協 会「労務セミナーⅡ」	40人	濱上 委員

(1) 公益委員による出前講座



鹿児島大学
(R7. 4. 30)



鹿児島大学
(R7. 10. 24)



曽於高校
(R8. 2. 4)



隼人工業高校
(R8. 2. 18)

(2) 労働者委員による出前講座



連合鹿児島地域協議会
(R8. 2. 25)

(3) 使用者委員による出前講座



県経営者協会
(R8. 2. 17)

Ⅱ 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策

原則として、毎月１回、定例総会日に労働問題研究会を開催し、委員が出席する会議における議題の検討をはじめ、外部講師を招いた講演会、鹿児島労働局との意見交換会、委員からの話題提供及び意見交換、事例研修などを行った。

また、全労委として取り組んでいる公労使委員合同研修をはじめとする全国・九州ブロックの会議・研修に委員が参加した。

事務局職員については、「個別労働関係紛争等に係る勉強会」を実施したほか、全国・九州ブロックの会議・研修や個別労働紛争解決研修（全基連）等に参加し、紛争解決に必要な資質の維持向上に努めた。

○ 労働問題研究会の実施状況

開催年月日	講 師	内 容
令和 7 年 4 月 8 日	事務局職員	・九州労働委員会会長会議 議題検討
5 月 13 日	事務局職員	・九州労働委員会連絡協議会 議題検討
6 月 10 日	鹿児島県労働委員会 会長代理 畑井 清隆	・判例研究（全額バックペイ命令の適法性等について）
7 月 8 日	事務局職員	・不当労働行為救済制度の概要について
8 月 12 日	事務局職員	・不当労働行為審査事件における和解に向けた取組等
9 月 9 日	事務局職員	・九州労働委員会公益委員連絡会議 議題検討
10 月 14 日	鹿児島県労働委員会 労働者委員 下町 和三	・合同労組について
11 月 11 日	弁護士（元鹿児島県労働 委員会会長代理） 末永 睦男 氏	・講演 「労使紛争の解決に向けた考え方と手法について」
12 月 9 日	鹿児島県労働委員会 使用者委員 吉田 健朗	・派遣労働者について
令和 8 年 1 月 13 日	鹿児島労働局職員	・鹿児島労働局との意見交換会
2 月 10 日	鹿児島大学名誉教授（前鹿 児島県労働委員会会長） 宮廻 甫允 氏	・特別講演会（80 周年記念） 「鹿児島県労働委員会での 20 年を振り返って」



労働問題研究会特別講演会（R8.2.10）

○ 審査事件の实地研修（審問見学）の実施状況

実施日	場 所	参加者	内 容
令和 8 年 3 月 3 日	宮崎県労働委員会 総会室	委員 ー 事務局職員 3 人	宮崎県労委 令和 7 年（不）第 2 号事件の審問見学

○ 「個別労働関係紛争等に係る勉強会」の実施状況

実施日	内 容	実施日	内 容
令和 7 年 5 月 29 日	労使関係と労働市場①	9 月 25 日	パワハラ等と慰謝料について
6 月 27 日	労使関係と労働市場②	12 月 1 日	都道府県労働委員会等のあっせん 事例検討
7 月 30 日	7（個）第 1 号事件の振り返り	12 月 25 日	労働関係法令の改正等の動向 カスハラ・就活セクハラ
8 月 27 日	定年退職後の再雇用条件について	令和 8 年 2 月 25 日	労働法 Q & A

Ⅲ 迅速・的確な審査手続を充実させるための方策

1 不当労働行為審査事件に係る審査期間の目標

労働組合法第 27 条の 18 に基づく審査の期間の目標については、平成 24 年 6 月 12 日に開催した公益委員会議において、公益委員会議申合せ及び公益委員会議決定事項を改正し、1 年 6 月を 1 年（団交拒否のみの事案については 10 月）に改め、平成 24 年 7 月 1 日から適用している。

2 不当労働行為の審査の実施状況及び目標の達成状況

令和 7 年度は、係属事件がなかった。